

# 川越市政だより

第5号

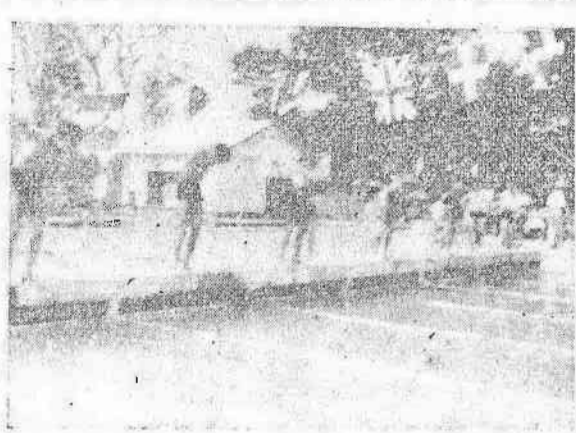
発行所 川越市役所  
電話111・400番  
発行人 川越市長

印刷所 川越印刷株式会社  
川越市通町通り  
電話1144番

## 川越市営プール開場す

### 連日賑う河童の子

初雁公園グラウンドに工事急いでいた二十五米第二号プールは七月末完成、水泳界の大先輩松沢一鶴氏、学生水泳界の覇者日大水泳部の選手たちを招いて八月一日華々しくプール開きを行いました。ついでに小学校児童遠足お待兼ねの二十米第一号プールも完成し、連日小中学校の河童連中賑わっています。また、学校の生徒児童のため、プールですが、市では特に八月十四、十五の両日は一般人にも使用料十四で公開し、更に九月以降は一般人に解放することになつております。



プール開き日大選手連のスタート

#### 川越市営プールの使用条例

初雁公園に市営プールが出来て、これに関する新しい条例がこの度の市議会で可決されました。

即ちプールの使用は第一号プール(二十五米)小学校児童使用第二号プール(二十五米)中学校生徒及び高等小学校生徒使用とし、使用期間は開場日より八月末まで、開場時間は毎日午前九時から午後六日までと規定されています。使用料は小学生一回五

## 戸籍の話

その一

### 結婚と離婚

結婚—法律上の言葉では婚姻ですが、その婚姻は一人一代の運を左右する程の重大事です。したがって民法では婚姻について極めて慎重な規定を設けております。即ち旧民法では男は満十七年女は満十五年を婚姻令と定められて

おりました。が、新民法では一年づつ八年、女は満十六年となり、従つてこれより若い人の婚姻届は出来ません。婚姻届はなるべく速やかにしなければなりません。届出地は夫妻の本籍又は所在地となつて居り、夫、妻及び二人の証人が連名で届出ます。届出事項の主たるものは夫婦が称する氏、出生地、府縣名、結婚式の年月日、職業、住所、再婚の際は従前の婚姻

姻解消の態様その他以上の通りです。しかし満二十年に達しない方の届には父母の同意があることになり、女は前婚解消の日から六ヶ月以上を経過しないと再婚出来ません。これは再婚間もなく子供を産んだ場合前の夫の子供か、後の夫の子供かわからなくなる懸念を一掃するためです。従つて前婚解消後子供を生んでしまえば問題を解かないでも婚姻出来ません。

直系の血族内は勿論、伯叔父母、甥、姪等の三親等内の傍系血族間の婚姻は許されません。次は離婚ですが、これには親権者と定められたる當事者の氏名及びその親権に服する子の氏名、その他戸籍法施行規則第五十七條に規定する諸事項を届出なければなりません。協議離婚はなるべく速やかに裁判離婚は確定後十日以内となつておりますが、まあなるべく結婚生活はうまくや

円(学校引率時間を以て一回とする)、中学生及高校生一回七円(但し四時間以内とする)であり、九月以降は一般にも開放せられる筈です。なおこの条例は昭和二十六年限りで附記されています。

#### 川越水泳協会の發足

川越市内小学校生徒のうち水泳の出来る子供を調べて見たら僅か三割に過ぎなかつたといふますが、この「水のない街」にも今年初雁公園市営プールが出来たのを機会に、川越水泳協会が結成せられ、来るべきヘルシンキのオリンピックに備えて「水泳川越」を出現させよう。

#### 家屋新築(改増築)の届出は

家を新築した場合、改築、増築その他異動があつた場合は一ヶ月以内に市役所を経由して法務局(登記所)に申告しなければなりません。これは家屋台帳に載せて、価格、家屋番号を決定するためです。若し申告書を出さないといふと、市役所及び登記所

## 事業所統計集計なる

去る七月一日を期して実施せられた川越市の事業所統計調査は漸く数字がまとまりました。即ち個人経営の卸売及小売業が最も多く、これに次いでサービス業(神社、寺、学校、醫者、理髮業、洋服修理

一、個人経営の農業、林業及び水産業  
二、公營の事業所  
三、露天商、行商等  
四、個人経営で休業中のもの  
五、専従職員のない事務所  
六、鉄道の各驛等

#### 事業所統計調査要計表、昭和二十六年七月一日現在

事業別	事業所数	個人	法人	その他団体及び公營
農業	八九七	二二一	一七三	一〇三
林業	四九二	二四三	一七三	一〇三
建設業	四一八	二四三	一七三	一〇三
製造業	四一八	二四三	一七三	一〇三
卸売業	四一八	二四三	一七三	一〇三
小売業	四一八	二四三	一七三	一〇三
金融業	四一八	二四三	一七三	一〇三
不動産業	四一八	二四三	一七三	一〇三
運輸通信業	四一八	二四三	一七三	一〇三
その他	四一八	二四三	一七三	一〇三
計	八四三	二六二	一七三	一〇三

水上競技大會の主催、講習會その他の實施等を期に掲げ今後の活躍を期待されます。尚事務所は連雀町四八一関口正雄方であり、木弘一の両氏を推します。

▽主食値上について  
私達の日常生活に、欠くことのできないお米。その他の主食等が、去る一日より左の如く値上りいたしました。

精米	一〇五円(旧価格五五円)
外米	五五円(〇)
押米	四〇〇円(〇)
小麥粉	四四〇円(〇)
干めん	一〇五円(〇)
ひやむぎ	一〇五円(〇)
生めん	一〇五円(〇)
ゆでめん	一〇五円(〇)
パン	一〇五円(〇)

すべて市役所上り

配給だより  
お米の配給について  
去る四月、民営のお米やさんが發足して以来、もう五ヶ月になります。営業開始の当時は、仕事に馴れないことなどから一部の方々には、御迷惑をかけ御不満の点などもあつた様ですが、最近はどうでしょうか。量目その他不正是勿論のこと、お米やさんに対する御希望がありましたら、どしどしと配給係にお申越下さるようお願いいたします。

干うどん  
取扱いについて  
従来、市内のお米やさんより他には取り扱ひが、できなかった干うどんが、本日よりより登録をとれば誰でも製造、販売ができることになりました。既に相手が、八月からは上、中旬には端数を冠切上りして配給し、下旬にその切り上げた分を精算いたします。

異動訂正について  
近年生活諸物資の配給統制が撤廃されるにつれて、配給通帳の数が少くなり、市役所窓口における異動訂正事務は、最近非常に簡略化されておりますが、それに従つて市民の皆様も、異動訂正に御注意をなさらないと、換券を配付した際に、正しなかつた為、損をなさつた方が相違ありません。

手帳料は製造が壹千円、小賣が五百円、企業する場合に壹千五百円と目遠い等も無くなることと存じます。どうぞ御諒承の上、お米の配給が円滑に行われるよう御協力下さい。

合帳と連繫があり、増員は勿論のこと、減員の場合でも必ず異動訂正をなさらないと、最後に御自分の損になりま

# 農業委員の選挙終る

## 土の選良三十名

七月二十日新しい農業委員を選ぶべき選挙が行われました。この日西部農業委員会は定員十五名に対し立候補十五名で遂に無投票となりましたが、川越市農業委員会は定員十五名に対し立候補十六名で結局川越市役所、第四小学校の二ヶ所で投票即日開票の結果次の諸氏が決定いたしました。なお投票率は八割四分四厘という高率でした。

川越市農業委員委員  
 仙波町 原 與惣治  
 喜志町 宮岡由兵衛  
 新田町 宇津 嘉七  
 宮元町 神山 元吉  
 石原町 新井 福松  
 宮元町 栗原 平治  
 仙波町 太田 留造  
 宮元町 筋野 彌助  
 菅原町 佐久間美次  
 宮下町 貝野 守作  
 杉下町 須賀松右衛門  
 小仙波町 岩澤友平  
 仙波町 岩澤嘉七  
 小仙波町 小倉久三  
 西部農業委員委員  
 小宮町 開仁田善作  
 小宮町 長堀 幸作  
 小ヶ谷町 宇津木高貴  
 戸泉小次郎  
 今成町 山崎多三郎

### 国民健康保険診療報酬請求書審査会の發足

第十回開會に於て地方税法の一部改正に伴う国民健康保険法が改正となり、この改正は保険料の税制と診療報酬請求書に対する迅速、且つ適正を図るための審査会を設けるという二点に於て劃期的改正であります。

而してこの審査会設置は、国民健康保険法第四十七條の八「保険者は第四十七條の二第二項の審査を爲すに當りては、療養担当者(一般醫師、齒科醫師、藥劑師)を代表する者及び公益を代表する者各七人以下の同数を之に參加せしむべし」に基づいて市長が委嘱して審査を行うので左記の方々が七月から日程を定めて執行されます。

- 一、療養担当者(代表する委員)
- 一般醫師 大河内要三
  - 耳鼻喉科 仙造
  - 内科 岸 文吾
  - 外科 橋本 文吾
  - 産婦人科 憲夫
  - 眼科 田口謙之助
  - 齒科醫師 石井義男
- 二、公益を代表する委員
- 市議會議員 (社會労働常任委員)
  - 池田 勇吉
  - 石川 梅
  - 飯野 昌八
  - 飯野 昌八
  - 全運協協議會委員
  - 上村 重雄
  - 被保險者代表
  - 運協協議會委員
  - 川合 義次
  - 川越市国民健康保険直營診療所醫師



川越市ではこの夏江の島片瀬海岸龍口寺に「海の家」を設け学童及び一般市民の宿泊休憩にあてました。

一名欠員 橋本 淑郎  
 三、顧問 市議會議長樋口政一、学識経験者佐藤又藏(醫師會長)全(齒科醫師)加島秋次郎

審査はそれぞれの關係規定に従つて適確に行なはれるもので本事業のための一大福音と云えましよう。

本事業は申上る迄もなく相扶共済の精神に則つて市民の健康を保全し、福祉を増進せしむる目的のもので市民全体の義務制度であり、利害を共に理解し合いお互の義務を完全に履行することによつて保

### 市議会 ニュース

八月の定例会は八月九日召集せられ、八月七日総務財政委員協議會、八日議員協議會が開かれ、九日午後二時二十分市議會議が開かれました。日程に入る

に先立ち一般質問が行われ、特に學校の問題に熱心な質疑がくりかえされました。

ついで藤田土木施設特別調査委員より全委員の成立以後今日までの経過につき中間報告があり、日程に入り川越市公平委員條例を定める件

川越市特別職員の

給與に關する條例の一部を改正する條例を定める件

川越市費用弁償及び旅費支給條例の一部を改正する條例を定める件

川越市警備用使用條例を定める件

川越市国民健康保険運協協議會委員を定める件

上程可決し、ついで追加更正豫算(第二回)は委員付託となりま

市税(旧法に依る稅收入) 三八五、四七三

使用料及手数料 一七、八四〇

國庫及縣支出金 七〇、五五三

寄附金 二四、四〇〇

雑收入 三、四〇〇

歳出の主なるものは市役所費、臨時事務員給、公平委員設置に伴う経費、消防費等は既設井戸の修繕改良の経費、土木費中では縣道川越、豊岡線、橋町野田踏切間の舗装工事費助成金三十二万圓が追加に於てあります。

追加分は第一中學校の新築附帯工事と設備費が百三十五万圓です。これ以上中學校もつかり出来上るわけですから、假令第二中學校敷地敷地費が八十萬圓となつて居ります。その財源としては

した本會議終了後から翌十日、更に十一日午開會され各委員長の報告があつて大原案の承認を見ました。

なおこの日かねて理事會は十日、十一日午前の二回にわたつて長時間審議して終らず、更に十一日午後本會議休會中に開催、漸く結論を出すという熱心さでした。

と更に第一及第四小学校の給食室の補修改築費、城南中學校の足洗場等の経費が追加になつて居ります。

社會及び労働施設費では市營住宅、厚生寮の排水工事の経費、保健衛生費ではいよいよ水道敷設の準備調査にかゝる経費、産業經濟費は新しく出来た農業委員の經費百八十二万餘圓が追加になつて居ります。しかし一方農地委員、農業調整委員會の經費が不要になりましたので差引では約二十萬圓ばかりの増加です。

その他郷土藝能振興費の追加八万五千九百圓、失業対策事業(初雁ラウンド)の原材料費、新設プールの諸經費等が今次追加予算の概要です。

に専念し、能率をあげたためにこの制度が出来たわけは、

従つて公平委員は地方公務員の職と兼ねることになり、政治的行爲を制限され、その他数項に亘る欠格事項が設けられて居ります。

勤務は非常勤ですが、この公平委員の設置によつて理事者と職員との間に立つて給與勤務條件その他不利益処分を審査判定或は措置する司法的市の人事機構の基礎が出来たと云えませう。

### 新しい議案について

去る八月九日召集せられた定例会に於て幾つかの議案が審議可決されました。

以下その内容を簡単に説明いたします。

### 川越市公平委員條例

地方公務員法に基き川越市の職員の人事情態を確立するために、今度新しく三人の公平委員が任命せられました。そのために公平委員の職費公平委員の事務規定した條例です。

事務職員は書記一名(当分の間兼務)としその給與については市の職員に準ずることとなつて居ります。

### 市立隔離病舎廢止の件

初雁公園にある市立隔離病舎は明治三十一年の建築で腐つて役に立たないので廢止しようというのであります。

### 川越市厚生住宅管理使用條例の一部を改正する條例

川越市厚生住宅の使用料は従來三十圓、四十圓、五十圓の三種であつたが、これでは實情に即さないもので一ヶ月八十五圓以上二百圓以内に変更したものであります。

### 川越市職員定員條例の一部を改正する條例

川越市職員定員條例が出來ますのでこれが委員、書記の旅費を決めたものであります。

### 公平委員の仕事は

八月十一日附で川越市の公平委員に次の三氏が任命せられました。

大宇松 六一  
 大宇小仙波 三九九  
 大宇川越 一〇四九

伊達 徳次郎  
 宮崎 宮丸  
 石川 秀夫

審査して必要な措置を執ります。

地方公務員市の職員は市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものです。そのために罷業の禁止等を審査判定し、必要な措置を執り、職員に對する不利益な処分を

### 市立隔離病舎廢止の件

初雁公園にある市立隔離病舎は明治三十一年の建築で腐つて役に立たないので廢止しようというのであります。

### 川越市厚生住宅管理使用條例の一部を改正する條例

川越市厚生住宅の使用料は従來三十圓、四十圓、五十圓の三種であつたが、これでは實情に即さないもので一ヶ月八十五圓以上二百圓以内に変更したものであります。

### 川越市職員定員條例の一部を改正する條例

川越市職員定員條例が出來ますのでこれが委員、書記の旅費を決めたものであります。

### 追加更正豫算(第二回)の内容

第二回の追加更正予算が上程可決いたしました。

その主なる内訳は歳出では

(甲) 議會議費 五、〇〇〇  
 市役所費 六、〇〇〇  
 消防費 二五、〇〇〇  
 土木費 三三、〇〇〇  
 教育費 四、〇〇〇  
 社會及び労働施設費 一、二〇〇  
 保健衛生費 一五、〇〇〇  
 産業經濟費 一五、〇〇〇  
 失業対策費 七〇、〇〇〇  
 諸支出金 一〇三、〇〇〇  
 計 五〇三、七〇五

となつて居ります。その財源としては

### 公平委員の仕事は

八月十一日附で川越市の公平委員に次の三氏が任命せられました。

大宇松 六一  
 大宇小仙波 三九九  
 大宇川越 一〇四九

伊達 徳次郎  
 宮崎 宮丸  
 石川 秀夫

審査して必要な措置を執ります。

地方公務員市の職員は市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものです。そのために罷業の禁止等を審査判定し、必要な措置を執り、職員に對する不利益な処分を

### 窓から 覗く世相

市営公営質屋は市民のたのめ金融機關として、貸付金額は一口千圓以内、一世帯五千圓以内、質物評價額の十分の七以内という制限はありますが、金利が月百分の三という低利である故か、一部の人は大變重宝がられて居ります。

その六月の貸付口数は總數四百六十八口で、一月平均十五件、昨年六月に比較すると約二倍に近く増して居ります。職業別の内訳では俸給生活者や労働者が最も多く、お客さんの約半分を占め、これに小商工業という順序であります。

これは公益質屋がその性質上賃銀労働者に最も利用しやすいという点もあり、同時に物價の上昇に押されて俸給や賃銀による生活が大変おしつめられて居ることを物語るものではないでしょうか。この世相が、市営公営質屋では少しでも皆さんのお役に立つべく最善のサービスをお心がけて居ります。